

相続ニュース

Vol.0149

2017年9月4日(月)

担当：MS事業部 中嶋

ASKコンサルティング株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

<http://www.ask-consult.co.jp/>

お墓の相続

はじめに

相続では財産だけでなく、お墓を誰が守るかでも揉めることがあります。今回は、相続におけるお墓の取扱いについて確認していきます。

祭祀財産

お墓は、自宅などの不動産や預貯金といった相続財産とは異なり、「祭祀財産(さいしざいさん)」と呼ばれます。この祭祀財産は遺産分割の対象外で、差押禁止物となっています。さらに、相続税が非課税の財産となります。祭祀財産には、お墓の他に、仏壇、墓地、墓石、位牌なども含まれます。

誰が引き継ぐのか？

お墓などの祭祀財産は誰が引き継ぐのでしょうか？優先順位を付けると、次のようになります。

- ① 遺言の指示、または被相続人の生前の指定(口頭でも可)
- ② 被相続人の指定がない場合は、その地方の慣習に従う
- ③ 慣習も明らかでなく、引き継ぐ者が決まらないときは家庭裁判所の調停か審判で決める

お墓を引き継いだ人は、お墓の管理、法要を執り行うことが一般的です。その際にかかる費用は、引き継いだ人の負担になります。ただし、必ずお墓の管理や法要を行わなければならないという決まりはありません。さらに、祭祀財産を処分する権利も有します。また、お墓は、相続放棄した方や、亡くなった方の相続人以外の方でも引き継ぐことができます。

相続税を節税

お墓など祭祀財産には相続税がかかりません。しかし、相続開始後にお墓や仏壇を購入しても、その費用を相続税の債務として控除することができません。つまり、生前からお墓や仏壇を購入しておけば、その分財産がマイナスとなり、購入しておいたお墓や仏壇は相続税が非課税となり、節税をすることが可能です。

おわりに

お墓の管理にも費用や手入れをする負担があるので、事前に遺言等で誰がお墓を相続するかを決めて伝えておくといいでしょう。また、生前からお墓の準備をすすめておくとも節税にも繋がるので、財産だけでなくお墓の相続についても考えて準備しておくといいのではないのでしょうか。